

平成29年7月5日

日本通信販売協会
会長 阿部 嘉文様

経済産業省商務・サービスグループ
消費経済企画室長 伊奈 友子

ロット番号が削除等された輸入酒類について（依頼）

製品の製造の時期及び場所を特定するための番号（以下「ロット番号」という。）は、食品の安全性の観点から、問題がある食品（以下「問題食品」という。）の早期の特定、排除に役立つほか、問題食品の回収の範囲を限定することができるなど有用な情報であること等から、諸外国においては多くの国がその表示を義務付けています。

また、国内においては、「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」において、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止等の観点から、ロット確認が可能な情報（年月日表示又はロット番号）は、可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項とされており、法令等による表示の義務付けはないものの、ロット番号の有用性を踏まえて、多くの製造者が採用している状況にあります。

このような状況の下、ロット番号が削除等された輸入酒類が国内で流通している事例が散見されており、こうした事態は消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があり、望ましくないものと考えています。

国税庁より別添のとおり酒類業界に対し要請がなされておりますところ、酒類を取扱う貴協会会員に対しても上記内容を周知していただくとともに、ロット番号表示に関する意識の醸成に努めていただきますようお願いいたします。